

## 中小企業経営改善計画策定支援研修〔実践研修〕について（募集要項） （令和6年度 広島校開催）

### 1. 研修のねらい

この研修は、経営改善計画を策定する中小企業・小規模事業者に対して、中小企業等経営強化法に基づく認定経営革新等支援機関として経営支援する方を対象としています。

この研修では、中小企業・小規模事業者の多様な経営課題に対応するための経営改善計画の策定支援業務を実践する上で必要となる税務・金融・財務等の専門的かつ実務的な知識の活かし方、ケース教材に基づくグループ演習による経営改善計画の策定、経営改善計画に対する金融機関の視点・評価のポイント等を交えながら、当該支援業務の実践力の養成を図ることを目的としています。

### 2. 研修の特徴

- (1) この研修は、中小企業が金融機関からの借入の条件変更を依頼する際に必要となる資料の作成を支援し、併せて金融機関に対する説明を行うという実践的なテーマで実施するものです。
- (2) 研修は、すべて演習形式により行います。基本的に講義は行いません。演習は、4～6名程度のグループで行います。
- (3) この研修は、中小企業等経営強化法に基づく実践経験の付与を目的とした認定研修です。
- (4) この研修は、日本税理士会連合会の研修関連規則で定める認定研修です。また、日本公認会計士協会のCPD認定申請の予定です。
- (5) また、財務・会計等の専門的な知識を付与する研修で学んだ知識を活かして本研修を受講することを想定しているため、中小企業経営改善計画策定支援研修（理論研修）との親和性を確保しています。

### 3. 受講対象者

税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士、社会保険労務士、行政書士、司法書士、経営士等の士業、金融機関の役職員、NPO法人、民間コンサルティング会社、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、その他中小企業等経営強化法に基づく経営改善計画の策定支援を実施する者であって、中小企業の経営支援業務の実務経験が3年未満の者又は中小企業の経営支援業務の実務経験が3年以上であって、そのうち経営革新等支援業務の実務経験が1年未満の者。ただし、税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士の者及び金融機関の役職員を除く者については、以下のいずれかの条件について該当すること。

- (1) 経営革新計画等の策定に際し、主たる支援者として関与したあと、当該計画の認定を3件以上受けていること。（ただし、「経営力向上計画」については、最大1件までしか実績として認めません。）
- (2) 中小企業経営改善計画策定支援研修（理論研修）の専門的知識判定試験に合格していること。  
なお、実務経験の判断は、中小機構及び各中小企業大学校では行いません。受験コースの判断に迷う場合は、認定申請書の提出先である経済産業局へ必ず確認ください。

**ご注意**

- 研修受講後、選択したコースが誤っていたことがわかった場合でも、コースの変更、研修受講料の返還等を行うことはできませんのでご注意ください。
- 経営革新等支援機関としてすでに認定されている方でもご受講いただけます。ただし、新たに認定を受けようとする方が優先されますのでご了承ください。

#### 受講条件

- 授業において、経営改善計画のシミュレーションを行う際にマイクロソフトのエクセルを使用するため、会計ソフト、表計算ソフトなどパソコンのアプリケーションを使用することに抵抗感のない方。また、これらの操作を自主的に学習することができる方。(エクセルの環境設定を事前にご自身で行っていただきます。)
- 商業簿記3級以上又はそれと同等以上の知識を持つ方。
- パソコンを使用しますので、受講日には各自ご持参ください。

#### 4. 研修の構成・期間

令和6年8月8日(木)～9日(金) (2日間・12時間)

<カリキュラム>

	時間	科目	内容
初日	9:40～10:00	オリエンテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 研修のねらい、学習目標概要について説明します。</li> <li>• 研修に必要なパソコンの環境設定の確認を行います。</li> </ul>
	10:00～10:30	演習の進め方について	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 研究課題(設問)に対する学習の進め方、グループ学習の進め方などについて説明します。</li> </ul>
	10:30～17:00	机上総合演習 (グループ形式による検討・作業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 中小企業者から資金繰りの相談を受けた場合の緊急性の診断とその対処方法について、演習を通じて学ぶことができます。</li> <li>• 中小企業者が金融機関からの借入の条件変更(リスケジュール)のための説明資料を作成するという設定の机上演習を実施します。</li> </ul>
9:00～14:30			
二日目	14:30～16:00	グループ発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 主力取引金融機関に説明し、理解を得るという設定により、発表していただきます。</li> <li>• グループ発表終了後、講師より講評を行います。</li> </ul>
	16:00～16:10	終講式	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 修了証書の授与</li> </ul>

※ 研修の内容は変更になる場合があります。

※ 二日目の講義終了後、16:30から実践力判定試験を実施します。

#### 5. 実践力判定試験の実施

本研修(実践研修)の修了者で、中小企業等経営強化法に基づく経営革新等支援機関の認定を受けたい方に対して、試験を実施し可否を判定します。

※所定出席日数の90%以上出席できない場合は、当研修の修了要件を満たさないため研修修了とな

らず、認定申請に必要となる実践力判定試験は受験できませんので、ご注意ください。

時間	科目	内容
16:30~18:00 〔1.5H〕	実践力判定試験	中小企業が経営計画を策定することを支援するために必要となる能力・指導力の確認を目的とした記述（空欄補充や計算）又は選択式問題

#### 試験概要

- ① 中小企業が、中小企業管理会計の導入を前提とした経営状況の把握と、経営方針、利益計画、資金計画の策定とそのアクションプランの策定等中小企業が経営計画を策定することを支援するために必要となる能力・指導力の確認を目的とした記述（空欄補充・計算問題）又は選択式の試験。
- ② 後日、合否の判定結果を郵送いたします。
- ③ 不合格の者は、中小企業大学校が実施する試験を再度受験することができます。（ただし、再度、本研修を受講する必要はありません。）  
※試験問題、採点及び合否についてのお問い合わせには一切応じられません。

#### 6. 研修会場・試験会場

中小企業大学校広島校

〒733-0834 広島県広島市西区草津新町1-21-5

（最終ページの交通案内図をご参照ください）

#### 7. 募集定員

30名

※ 郵送による申込先着順で受け入れ、定員になり次第締め切ります。

※ 受講申込者が多数の場合は、実践力判定試験を受験される方を優先いたします。

#### 8. 受講料

26,000円（税込）

#### 9. 受験料

実践力判定試験を受験希望する方は「8. 受講料」のほかに、受験料5,000円（税込）が必要です。

#### 10. 受講申込みから受験までのスケジュール

- （1）申込受付期間：令和6年5月1日（水）～令和6年7月12日（金）必着
- （2）受講決定通知書兼請求書送付：開講日の約1ヶ月前から順次郵送します。
- （3）受講料・受験料の納付期限：納付期限は受講決定通知書兼請求書送付時にご連絡します。
- （4）開講日：令和6年8月8日（木）
- （5）試験日：令和6年8月9日（金）

※ 受験票は、研修を修了された方に当日お渡しします。

## 11. 申込方法

### (1) 申込書類の送付

ホームページ掲載の様式「受講申込書」にご記入の上、必ず写真を貼付して、上記の申込書類受付期間内に郵送（必着）してください。

#### 申込書類の送付先

〒733-0834 広島県広島市西区草津新町1-21-5 中小企業大学校広島校

#### 送付の際の注意

- ・ 封筒の表に「実践研修受講申込書在中」と赤字で記載してください。
- ・ 申込書はホームページに掲載されている書式(Wo r d形式又はP D F形式)を印刷してご使用ください。
- ・ 申込方法は郵送のみとさせていただきます。F A X、メールによる申込は受け付けておりません。
- ・ 申込書を直接持参で提出することはできません。
- ・ ご提出いただいた書類は、原則、返却致しませんので予めご了承ください。

### (2) 受講料及び受験料のお振込み

納付期限は受講決定通知書兼請求書送付時にご連絡します。

#### 振込の際の注意

- ・ 専用の振込用紙はありません。各銀行に備え付けの用紙またはA T M等をご利用ください。
- ・ 受講料等の振込名義は、個人受講については本人名を、それ以外の機関からの派遣については必ず認定を受ける機関名を記入してください。
- ・ 必ず電信振込指定をお願いします。(文書振込はお使いいただけません。)
- ・ 振込票(控)をもって領収書に代えさせていただきます。
- ・ 振込票(控)、利用明細等の振込金額、振込日時、振込先が記載されたものは後日確認させていただく場合がございますので、大切に保管してください。
- ・ 期限日までにお振り込み頂けなかった場合、ご受講できない場合がございますのでご了承ください。
- ・ 実践力判定試験の受験料を納入された後に受験を辞退された場合、受験料の返還は致しかねますのでご注意ください。(受講料は規程に基づき返還いたします)

## 12. 個人情報の取り扱い

本研修の応募のためにご提出いただいた個人情報については、本研修の実施と運営に関する範囲で取り扱います。なお、より効果的に研修を行うため、講師に個人情報をお知らせする場合があります。

また、本試験の応募のためにご提出いただいた個人情報については、試験の実施と運営ならびに認定支援機関を申請した際の確認等に関する範囲で取り扱います。

### 13. 中小企業経営改善計画策定支援研修（実践研修）に関するQ&A

<受講条件について>

Q1：受講条件に挙げられていることは必須ですか？

A1：本研修は、中小企業の経営改善計画策定支援のための実践能力を得ていただくことを目的としておりますので、そのために必要な基本的な知識（財務、会計、経営計画等）、経営改善計画書を策定するための必要最低限のパソコンスキルを持っていることが必要となります。

Q2：実践力判定試験を受験しないのですが、研修は受講してよいでしょうか？

A2：受講は可能ですが、本研修は中小企業等経営強化法の経営革新等支援機関の認定を受けようとする者を主たる対象者としておりますので、受験を希望する方が多数の場合には調整させていただきます場合がございます。

Q3：受験資格について

A3：受験対象者は、中小企業等経営強化法に基づいて経営改善計画の策定支援を実施する、あるいは実施しようとする者でなければなりません。受験者ごとの要件は以下のようになっています。

	①中小企業の経営支援業務の実務経験が3年未満の者	②中小企業の経営支援業務の実務経験が3年以上で、経営革新等支援業務の実務経験が1年未満の者	③経営革新計画等の策定に際し、主たる支援者として関与したあと、当該計画の認定を3件以上受けている者 <ただし「経営力向上計画」については、最大1件までしか実績として認めません>	④中小企業経営改善計画策定支援研修（理論研修）の専門的知識判定試験に合格した者
税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士の資格をお持ちの方	受験可	受験可	—	—
社会保険労務士、司法書士等	かつ③又は④に該当 受験可	かつ③又は④に該当 受験可	かつ①又は②に該当 受験可	かつ①又は②に該当 受験可
金融機関の役職員	受験可	受験可	—	—
NPO法人、民間コンサルティング会社、商工会、商工会議所及び中小企業団体中央会の役職員の方	かつ③又は④に該当 受験可	かつ③又は④に該当 受験可	かつ①又は②に該当 受験可	かつ①又は②に該当 受験可

※ 実務経験の判断は、中小機構及び各中小企業大学校では行いません。受講資格の判断に迷う場合は、認定申請書の提出先である経済産業局に必ずご確認ください

<申込書類について>

Q4：受講の申込者について

A4：受講のお申し込みは、認定を受けようとする機関名でお申し込みください。また、お振込も同じ機関名でお振り込みください。キャンセルなどにより当校より返金の手続きをする場合、そのお振込先名あてにお振り込みいたします。法人でお振込みを受けて個人に返金、あるいはその逆など、申込名称以外のところへ振込みすることは、トラブルの原因となりますので、同一名称等で手続きさせていただきます。

Q5：受講申込書欄の「所属長役職」と「所属長名」は誰にしたらよいのですか？

A5：当校からの指定はありません。事務処理の関係などで、ご都合の良い方をご記入ください。但し、同一機関で複数名受講される場合は、所属長は同一人にしてください。なお、公印はその所属長のものを押印してください。また、個人で申し込まれる場合は、記載は不要です。事務連絡担当者名の欄は「本人」としてください。

Q6：申込書類が到着しているかどうかを確認したいのですが？

A6：簡易書留や特定記録郵便をご利用されることをお勧めいたします。引き換え番号をもとに、配達状況～完了までを郵便事業株式会社のHPで検索することが可能です。

<研修中の遅刻・早退の取り扱いについて>

Q7：研修中の遅刻・早退の取り扱いについて

A7：1時間以上の遅刻又は早退の場合は、いかなる理由の場合であっても修了要件を満たさなくなり、修了証書を発行出来なくなりますのでご注意ください。

<実践力判定試験について>

Q8：この研修を受講すれば、試験を受けられるのでしょうか？

A8：受講するだけでなく、当校の所定の修了要件を満たす必要があります。研修を修了した方だけが当該試験を受験することができます。

Q9：試験の結果はどのように通知されるのでしょうか？

A9：試験終了後、採点及び合否の判定をして全員に合格・不合格の結果を郵送でお送りします。なお、合格者にお送りする合格通知書は経営革新等支援機関の認定申請の際に必要な書類ですので、大切に保管してください。

Q10：不合格の場合に再度試験のみ受験することはできますか？

A10：本研修を修了された方で、実践力判定試験に不合格であった方は、他の大学校で開催する実践研修の最終日に実施する同試験を受験することができます。ただし、受験料（5,000円）と修了証書の写しの添付が必要となります。

<その他>

Q11：他の地域で開催する予定はないのですか？

A11：広島校開催の研修は今回のみとなりますが、年度内に開講を計画している大学校もございますので、以降の開催場所、時期等につきましては、当機構のホームページ等からご確認ください。

Q12：宿泊先は大学校側で用意していただけるのですか？

A12：宿泊先はお手数ですがご自身で確保してください。なお、広島校の宿泊施設（拓心寮）の利用を希望される場合は、別添の受講申込書下段に掲載の「入寮申込書」各項目にすべて記入してください。

※ 広島校宿泊施設（拓心寮）については広島校のホームページよりご確認ください。  
（広島校トップページ→施設のご案内）

## 14. お問い合わせ先

中小企業大学校広島校

〒733-0834 広島県広島市西区草津新町1-21-5

電話 082-278-5800



### 【交通のご案内】

#### ■自家用車でお越しの場合

- ・ 広島高速3号線（広島南道路）商工センター出入口から約1分
- ・ 山陽自動車道 五日市I.C.から商工センター方面、草津沼田道路経由約15分

#### ■公共交通機関等でお越しの場合

- ・ 広島電鉄2号線（宮島線）「草津駅」下車 徒歩約12分  
※JR山陽本線「西広島駅」もしくは「新井口駅」にて広島電鉄への乗り換えが可能。
- ・ 広島バス25番系統・50番系統「草津町バス停」下車 徒歩約10分
- ・ 広島駅よりタクシー利用の場合（約30分・3,000円程度）